

村岡区小学校等再編検討委員会(第5回)

日時:令和8年5月27日(水)19:30～

場所:村岡地域局 301会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 報告事項

5 協議事項

(1) 統合後の校名の選定について

(2) 村岡区小学校等再編にともなう放課後児童クラブの設置について

6 次回協議事項について

次回開催日 令和 年 月 日() 19時30分から

村岡地域局 301会議室

7 閉 会

(別紙)

村岡区小学校等再編検討委員会 委員名簿

令和8年5月27日現在

No.	所属	役職等	氏名	備考
1	村岡地区区長協議会	代表	坂本 眞一	
2	兎塚地区区長協議会	代表	西村 功	
3	射添地区区長協議会	代表	岸本 典明	
4	村岡小PTA	代表	伊澤 智嗣	
5	兎塚小PTA	代表	井上 梓	
6	射添小PTA	代表	南垣 誠	
7	村岡幼稚園保護者	代表	伊澤 智宏	
8	うづか幼稚園保護者	代表	西谷 南美	
9	射添地区就学前保護者	代表	阪本 和明	
10	宝樹保育園保護者	代表	西谷 大我	
11	村岡小学校・幼稚園	校園長	伊藤 徹	
12	兎塚小学校・幼稚園	校園長	谷垣 中	
13	射添小学校	校長	田中 淳二	
14	宝樹保育園	園長	西村 蓮希	
15	教育委員会	教育長	前田 毅	議長

	教育委員会教育総務課	課長	山田 貴広	事務局
	教育委員会こども教育課	課長	井上 修三	事務局
	教育委員会教育総務課	参事	清水 幸信	事務局
	教育委員会こども教育課	参事	上田 智康	事務局
	教育委員会こども教育課	副課長	今西 勝彦	事務局

香美町村岡区小学校等再編検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 香美町村岡区内の小学校及び就学前施設の再編を円滑に推進することを目的とし、その再編に伴う諸課題について検討するため、香美町村岡区小学校等再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、香美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 統合年月日、統合方式及び統合校（園）の位置に関すること。
- (2) 統合校（園）の名称、校（園）歌及び校（園）章等に関すること。
- (3) 統合後の通学（園）に関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 村岡区自治会の各地区区長会を代表する者 3人
- (2) 村岡区に所在する小学校のPTAを代表する者 3人
- (3) 村岡区に所在する就学前施設の保護者を代表する者 4人
- (4) 村岡区に所在する小学校及び就学前施設の校園長 4人
- (5) 教育長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 5 教育長は、第3条に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、関係機関等の職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

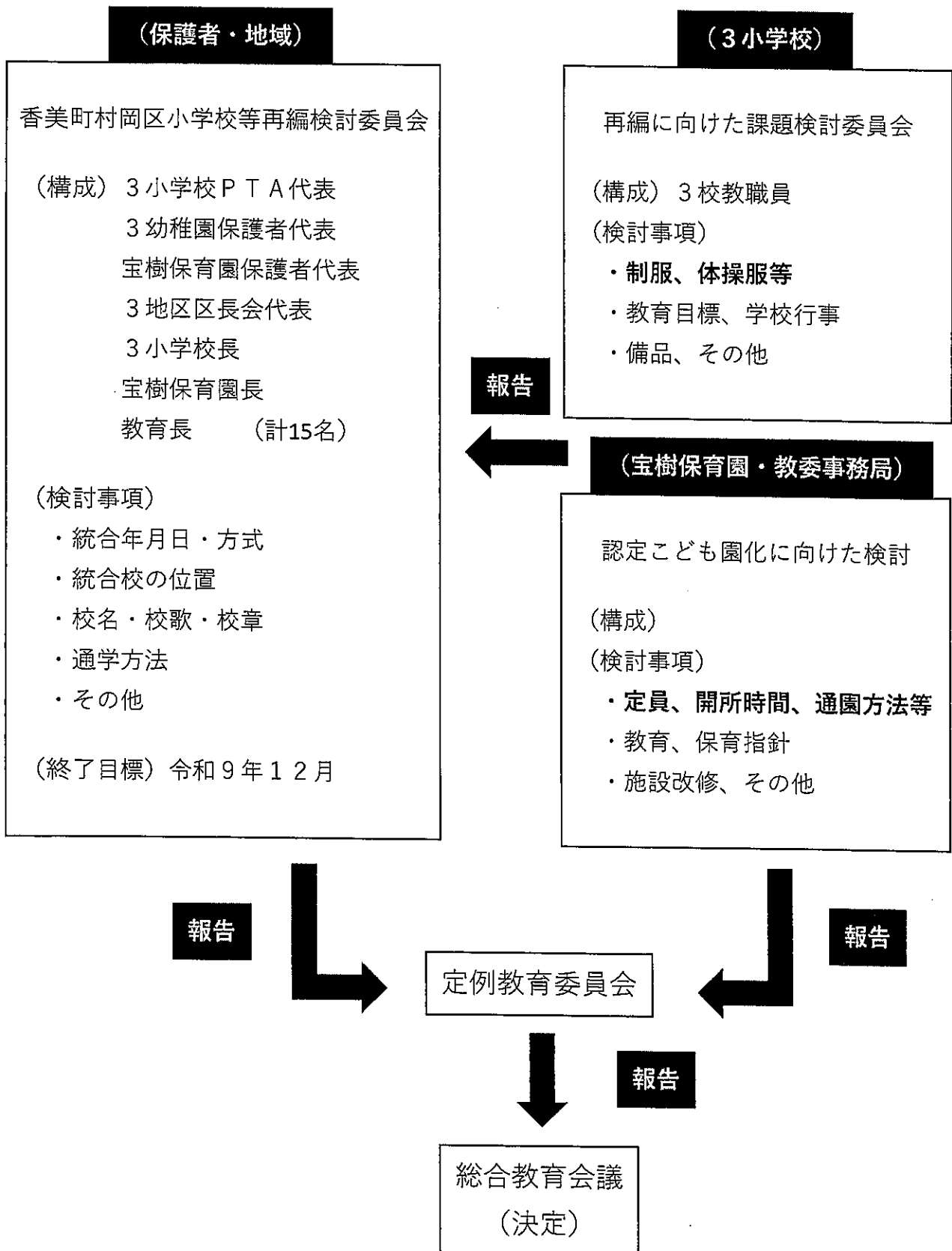
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

村岡区小学校・就学前施設再編検討フロー図



村岡区小学校等再編検討スケジュール

項目	令和7年度												令和8年度												令和9年度												令和10年度
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	備考									
●																																					
村岡区小学校等再編検討委員会設置要綱制定																																					
村岡区小学校等再編検討委員会 (委員構成) 3小学校PTA代表、幼保保護者代表 区長会代表、校園長等																																					
(検討時期)																																					
● 小学校統合方式、就学前再編方式																																					
● 統合校の位置																																					
● 校名、校歌、校章の検討																																					
● 通学方法																																					
● 閉校後の利活用、その他																																					
●																																					
小学校再編に向けた課題検討委員会 (委員構成) 3小学校教職員																																					
(主な検討事項)																																					
● 児童等の事前交流																																					
● 制服、その他学用品																																					
● 行事、教育活動																																					
● 廃校(園)となる学校の歴史保存、学校(園)史の編さん																																					
● 同窓会、PTA、コミスク等の統合																																					
● 記念行事実施																																					
● その他																																					
●																																					
認定こども園化に向けた課題検討 宝樹保育園 教育委員会事務局																																					
(主な検討事項)																																					
● 定員、開所時間、通園方法等																																					
● 教育、保育方針																																					
● 施設改修																																					
● その他																																					

村岡区小学校等再編検討委員会の検討経過

令和4年7月に策定した学校再編計画に基づき、村岡区の小学校及び就学前施設の再編に向け、昨年6月に保護者や地域の代表による村岡区小学校等再編検討委員会を設置し検討を進めてきました。

これまでに開催した4回の検討委員会と総合教育会議で次の事項を確認しています。

R7.06.03 第1回再編検討委員会

- ・検討事項の確認

R7.08.25 第2回再編検討委員会

- ◆小学校の統合の方式は、新設統合とすることを確認
- ◆就学前施設の再編は、宝樹保育園を保育所型認定こども園化し、村岡、うづか及び射添幼稚園を廃止する。なお、再編時期は令和9年4月とすることを確認

R7.10.24 第3回再編検討委員会

- ◆小学校統合後の校舎は、現在の村岡小学校を使用することを確認

R7.11.27 総合教育会議

- ◆小学校の統合の方式、就学前施設再編の方式及び小学校統合後の校舎の位置について、再編検討委員会で確認されたとおりとすることを決定

R8.02.21 第4回再編検討委員会

- ◆小学校統合後の校名の選定方法について
 - ・校名は、再編検討委員会の委員により検討することを確認
- ◆次回協議事項
 - ・校名選定のため、各委員から校名案2点以内を提案し次回協議する。
 - ・放課後児童クラブの配置について事務局から3案を示し次回協議する。

【今後の検討事項】

- ・校名、校歌、校章の決定
- ・放課後児童クラブの配置について
- ・通学方法について
- ・廃校舎等の利活用について

5-(1) 統合後の校名の選定について

① 再編検討委員会による検討

◇各委員

校名の候補と理由を提案

(校名の候補は、委員個人の意見、各団体の意見集約、
どちらでも構いません。) 1人(団体) 2件まで



◇再編検討委員会

協議により校名を選定

村岡区統合小学校 校名案一覧表

番号	校名案	読み方	意味・理由	提案者
1	光彩	こうさい	<ul style="list-style-type: none"> ・兎塚、村岡、射添の3校が集まってできるから ・3つの色の光が集まると白くなって輝くから 	兎塚小学校PTA うづか幼稚園保護者
			<ul style="list-style-type: none"> ・児童園児が各学級で候補を考え、全児童園児の投票で選んだ校名を尊重して 	兎塚小学校
2	さくら	さくら	<ul style="list-style-type: none"> ・香美町の町花、中学校統合時の選考においても最後の3案に残った校名 	射添小学校PTA
			<ul style="list-style-type: none"> ・香美町の町花であり、学校の桜も美しく満開になる。ひらがなの名前は、未就学児も含め低年齢の子どもにもわかりやすい。 	射添幼稚園保護者
3	村岡	むらおか	<ul style="list-style-type: none"> ・校区が村岡区（旧村岡町）の範囲である。 	村岡地区区長会
			<ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高校も村岡の名称であるため一貫した名称が良い。 ・3校区とも「村岡区」であることから共通した地区名称である。 	村岡小学校PTA
			<ul style="list-style-type: none"> ・地理的、就学環境的な整合性 	村岡幼稚園保護者
			<ul style="list-style-type: none"> ・公立の学校は、名前からその地域がわかるものが望ましいと考える。香美町の中の村岡区に位置する学校であり、村岡も兎塚も射添も大きくは「村岡」であること、そして、ふるさと教育を大事に進める中、校名はふるさとを思い浮かべる象徴であり、宝であることから「村岡小学校」が校名としてふさわしいと考える。 	村岡小学校
			<ul style="list-style-type: none"> ・中学校も高校も「村岡」だから ・旧町名であり、村岡区の学校だから 	兎塚小学校PTA うづか幼稚園保護者
			<ul style="list-style-type: none"> ・村岡区の小学校の統合だから 	兎塚小学校
			<ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校も校名に「村岡」を使用しており、「村岡」を使用するのが自然である。 	射添地区区長会
			<ul style="list-style-type: none"> ・統合した際には村岡区の唯一の小学校となる。 ・近くにある中学校、高等学校とも「村岡（むらおか）」の名を冠しているため統一感もある。 	射添小学校
			<ul style="list-style-type: none"> ・近隣にある中学校、高等学校も「村岡」であることから小学校も「村岡」という名前にし、統一感を出したほうが良い。 ・今後さらに少子化が進行する中で、子どもを包括的に育てていくことが必要であり、近年有意義な学びの場を求めて町外に進学する者も多く、これに対抗するために0歳から18歳まで地域全体で育てるというスタンスが良いと思う。 	宝樹保育園保護者 宝樹保育園
4	明倫	めいりん	<ul style="list-style-type: none"> ・村岡の学校のルーツだから 	射添幼稚園保護者
5	明倫館	めいりんかん	<ul style="list-style-type: none"> ・村岡の学校のルーツ、村岡小は明倫館、射添小は明倫舎 ・弘道館、関谷巒（しづたにこう）と並び日本三大学府の一つの称 ・村岡高校同窓会は明倫会 	射添小学校PTA

村岡区小学校等再編にともなう放課後児童クラブの設置について (案)

村岡区の小学校・幼稚園の再編を迎えるにあたり、引き続き健全な保育と子育て支援の充実を図ることとし、次の3案を提案する。

なお、就学前施設の再編に伴い、5歳児は放課後児童クラブではなく、認定こども園を利用することとする。

【案1】 当面は旧小学校区ごとに放課後児童クラブ（ふれあいむらおか、ふれあいうづか、ふれあいいそう）を設置する。

(1)原則として、通年利用希望者が5人に満たない放課後児童クラブについては、当該年度は開設しないこととする。

※通年利用とは、恒常的に平日（月～金）の利用があることを言う。毎週3回の利用等は通年利用には該当しない。

※利用希望者が5人に満たない場合は、必要に応じて、別途対応を検討する。

(2)再編先か住所地の旧小学校区に設置する放課後児童クラブのいずれかを利用できることとする。

(3)希望する放課後児童クラブが開設されなかった場合は、その他の開設する放課後児童クラブを利用できることとする。

(4)利用者は、年度を通して申請した放課後児童クラブを利用することとし、原則として、利用者の都合による利用施設の随時の変更は認めないこととする。

(5)送迎は原則として、保護者が行うこととする。

(6)支援員が配置できない場合は開設できないことがある。(従前からしおりに記載)

【案2】 当面は旧小学校区ごとに放課後児童クラブ（ふれあいむらおか、ふれあいうづか、ふれあいいそう）を設置する。ただし、長期休業期間については、再編先の放課後児童クラブのみを開設する。

(1)原則として、通年利用希望者が5人に満たない放課後児童クラブについては、当該年度は開設しないこととする。

※通年利用とは、恒常的に平日（月～金）の利用があることを言う。毎週3回の利用等は通年利用には該当しない。

※利用希望者が5人に満たない場合は、必要に応じて、別途対応を検討する。

- (2)再編先か住所地の旧小学校区に設置する放課後児童クラブのいずれかを利用できることとする。
- (3)希望する放課後児童クラブが開設されなかった場合は、その他の開設する放課後児童クラブを利用できることとする。
- (4)利用者は、年度を通して申請した放課後児童クラブを利用することとし、原則として、利用者の都合による利用施設の随時の変更は認めないこととする。
- (5)開所時間を次のとおり変更する。

	現 行	変更後
平日	学校終業時 ～ 18：00	学校終業時 ～ <u>18：00</u>
長期休業期間	7：30 ～ 18：00	<u>7：00</u> ～ <u>18：30</u>

※ただし、祝祭日、12/29～翌年1/3、8/13～8/15は、放課後児童クラブの閉所日である。

- (6)原則として、送迎は保護者が行う。
- (7)支援員が配置できない場合は開設できないことがある。(従前からしおりに記載)

【案3】再編先の放課後児童クラブのみ設置する。

- (1)開所時間を次のとおり変更する。

	現 行	変更後
平日	学校終業時 ～ 18：00	学校終業時 ～ <u>18：30</u>
学校休業日（土曜日、長期休業期間、その他学校休業日）	7：30 ～ 18：00	<u>7：00</u> ～ <u>18：30</u>

※ただし、祝祭日、12/29～翌年1/3、8/13～8/15は、放課後児童クラブの閉所日である。

- (2)原則として、送迎は保護者が行う。